

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、オージックグループ株式会社と称し、英文では、Ogic Group Corp.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 金属加工業
- (2) 精密機械部品の加工及び製造
- (3) 建設機械、産業機械、その他各種機械及びその部品類の設計、製造、加工及び販売
- (4) 自動車部品の製造
- (5) 各種鉄工製品に加工製作
- (6) 機械用金属配管部品の製造
- (7) 金属プレス加工
- (8) 金属塑性加工
- (9) 一般機械加工
- (10) ガス溶接
- (11) 電気溶接
- (12) 光通信機器・衛星通信機器等の各種通信機器及びその部品の製造
- (13) 家庭用電気機械器具及びその部品の製造
- (14) 精密機械部品の製造
- (15) 齒車及び伝動装置の販売
- (16) 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
- (17) 上記に付随する一切の業務

2 当会社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれを付帯する又は関連する一切の業務を営むことができる。

- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認めた業務
- (2) グループ会社等を対象とした資金の集中、配分関連業務、貸付業務及び余剰資金の運用業務

(3) グループ会社等を対象とした不動産の売買、賃貸、仲介、管理業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,200,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他
の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、
当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、
取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を
有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定
時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨
時に基準日を定めることができる。

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主
総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によ
って取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじ
め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故あ
るときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長
となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類
および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に
定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、

株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを有する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第20条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、他の取締役があらかじめ定められた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第31条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3 補欠監査役の選任決議の定足数は、第1項の規定を準用する。

4 第2項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

5 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下、「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項の定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附則

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。